

# 児童福祉領域における暴力を巡る心理臨床学的論考

佐々木 大樹

2020 年

## (論文要約)

人はなぜ暴力を振るうのだろうか。古くは、ギリシャ神話の時代から、暴力とその連鎖は描かれてきた。20世紀が「暴力の世紀」となったことを指摘したのは Arendt, H であったが、21世紀の現代もなお、「暴力の世紀」という表現が誇張とは言えない時代が続いている。ドメスティックバイオレンスや児童虐待、果ては戦争まで、暴力に曝されることは、個人に驚くほど広範で長い期間、ダメージを及ぼし続け、医療体制や社会全体にとっても大きな損失となる。同時に、暴力を振るう側にも多くの不利益をもたらす。だが、暴力を振るうクライアントが主体的に暴力を手放すことは容易ではない。

本論文は、児童福祉領域、とりわけ児童相談所（以下、児相）において、「暴力を手放す支援とはどのような営為であるのか」という問いに基づき、「児相における暴力を手放す支援」の具体的諸相を明らかにしようとしたものである。そして、この過程を通じて、暴力を手放す「臨床心理学的支援」とはどのような営為なのか、という根源的な問いに迫ろうとする試みである。

本稿は、全9章からなる。この9章は、本テーマに関する文献の整理を試みた第1部、事例を軸に実際の支援を検討した第2部、それら文献と事例の双方を踏まえて総合的な考察を行った第3部に分かれている。以下で、各章の内容について述べる。

まず、序章では、現在の児童福祉領域において、暴力は数ある問題のひとつと捉えられていること、また暴力を手放す支援は「表層的」な支援にすぎず、暴力を振るう児童自身のライフヒストリーや心的外傷、アタッチメントの課題を軽視した「心ない」行いと見なされる場合もあることについて触れた。さらに、「暴力を手放す支援」が、ライフヒストリー等を重視する方法論と「二律背反」の関係であるかのように解される傾向が存在することを指摘した。だが、暴力という「行為」、暴力にまつわる「思考」に変化が訪れる時、その変化は、クライアントのアタッチメントや「生」そのものにもインパクトが及ぶこと、暴力を手放す支援自体、アタッチメントやトラウマを重視する支援と二律背反の関係ではなく、むしろ相補的關係である可能性を示唆しつつ、本稿で暴力を手放す支援を検討する意義を述べた。

続いて、本稿の「理論編」と言える第1部は、2章構成になっている。

第1章第1節では、鍵概念のひとつである「暴力」について、暴力とはどのようなものであるのか、「系統発生的観点」ならびに「個体発生的観点」から整理することを試みた。この第1章第1節における検討は、暴力を巡る「臨床実践」そのものの検討ではなく、その前提となる、他の動物種とヒトの暴力の類似点を概観する進化論的観点、そして、ヒトが進化し、文明を築く中で暴力がどのような位置づけを占めてきたのかを考察する人類史的観点、現在の研究で明らかになりつつある生物的・心理的・社会的要因まで、検討の対象とした。この検討を通じて、暴力の多層的・輻輳的性質が明確になった。

ついで、第1章第1節の整理を踏まえた上で、第1章第2節においては、「臨床実践」へとレビューの焦点を絞り、検討を進めていった。ただし、その検討領域を、児童福祉領域に絞り込む前に、医療領域・司法領域といった心理臨床の様々な領域における「暴力を巡る心理臨床実践」の知見についてレビューと検討を行うこととした。この検討を通じて、暴力を手放す支援の具体的方法として、①認知・行動的アプローチならびに②個と環境に介入する生態学的アプローチが領域を超えて支援の軸となっていることが明らかになった。同時に、③支援を行う「セラピスト」自身のありようもまた、支援の鍵となることが明確になった。一方で、認知・行動論的アプローチや生態学的アプローチは、いずれも西洋で開発された手法であるが、文化的指向性の異なる地域で暴力を手放す支援を行う場合、文化差を考慮する必要性も示唆された。

以上、各領域の支援実践を踏まえた上で、焦点を児童福祉領域に絞り、検討を行うことにした。ただし、児童福祉領域における支援の検討に入る前段階として、まず第1章第3節において、本邦の児童福祉領域の「制度設計」を各国と比較検討し、本邦における児童福祉の位置づけを整理した。この整理によって、本邦の児童福祉の特徴と課題、－法的インフラと資本が脆弱な中で福祉を担う現状－が明らかとなった。

そして、本邦の児童福祉領域の中心となるのは、児童福祉施設ならびに里親であることから、本稿の主題である「児相」の検討の前に、続く第1章第4節において、児童福祉施設・里親における「暴力を手放す支援」を概観した。その結果、①暴力を手放すことを優先して取り組むこと、②心理療法外における関係に着目し、潜在化している暴力を把握すること、③個別支援と環境への

アプローチの有機的な両立、が現在の課題として浮かび上がった。

ようやくここまでの検討、すなわち、暴力そのもの、各領域における暴力を手放す支援、児童福祉領域の制度設計ならびに児童福祉施設・里親における暴力を手放す支援の検討、を通じて、児相の暴力を手放す支援を検討する土台が整理された。

そこで、第2章では、児童福祉領域の鍵となる機関であり、本稿の議題の中心でもある「児相」についての検討を行うこととした。だが、児相における支援について検討を行う前に、まず第2章第1節では、臨床実践の「場」である児相という機関そのものが、どのように役割を変遷させてきたのかについて、その歴史を概観することとした。概観の結果、戦災孤児の収容保護に始まり、時代毎の社会的要請に応じる形でその役割がこれまで変遷してきたこと、現在では児童虐待対応を中心として、支援役割と介入役割の二重性を最大の特徴としており、その二重性ゆえに困難と工夫が存在することも明らかになった。

この臨床実践の「場」の整理を受けて、続く第2章第2節において、児相の心理臨床実践について、直近30年間に渡る心理職の実践のレビューを行い、その実態を整理した。このレビューを通じて、法的・社会的要請の下、動機づけの薄いクライアントとかかわるがゆえに発展してきた支援の特徴が浮かび上がった。同時に、時代毎に変わる法的・社会的要請という“外圧”に晒される児相であるからこそ、クライアントの「生きる」を想う、すなわち“内側”に視座を向けるセラピストの姿勢が支援の鍵になることも整理された。この第2章第2節で整理された支援の特徴は、他の心理臨床領域における支援とも共通しているものであった。

上記のように、暴力の性質から児相の支援までを包括的に整理した上で、第2章第3節においては、あらためて本稿の問いと目的を提示した。具体的には、児相における暴力を手放す支援を明らかにする過程を通じて、暴力を手放す臨床心理学的支援とは何か、という根源的な問いに迫ることを目的と整理した。また、以下の第2部では、事例研究を中心とした検討になるわけだが、この第2章第3節においては、前節までに概観した多数の文献から得られる「臨床的示唆」を基に、検討の理論的フレームワークとして、児相における暴力を手放す支援の「仮説的モデル」を提示した。このモデルは、具体的なアプローチが

段階的に記述されている「実践手順」と、支援を担う「セラピストのありよう」の2要素からなる。実践手順は、①暴力停止、②支援準備、③支援実行、④定着維持の4段階からなり、「セラピストのありよう」は、セラピストの「生きるを想う」姿勢として仮定義された。そして、この仮説的モデルは、第2部の事例を検討する際の「理論的フレームワーク」として位置づけられることとなった。

以上が、理論編である第1部の流れであった。続く、第2部は、事例を中心とした4章から構成される。具体的には、第3章、第4章が「在宅（地域）」における暴力を手放す支援であり、第5章、第6章が「家庭からの分離（一時保護・施設措置）」に伴う暴力を手放す支援である。また、本稿では、第1部の検討で明らかになった暴力の「多層的性質」と「相互関連性」を踏まえ、「保護者から児童への暴力」（児童虐待）に限らず、「児童から保護者への暴力」（家庭内暴力）、「児童間暴力」のいずれも検討の対象とした。

まず、第3章第1節では、「児童から保護者への暴力」（家庭内暴力）の背後に、「保護者から児童への暴力」（児童虐待）、さらには「きょうだい間暴力」も隠れていた事例への支援を取り上げた。また、第3章第2節では、「児童から児童への性暴力」の背後に、「保護者から児童への暴力」（児童虐待）が存在していた事例の支援を取り上げている。いずれの事例も、第2章第3節で整理した「仮説的モデル」と照らし合わせる形で考察が進められている。一方、第3章がすでに生じた暴力に対する「事後的」支援であるとするならば、第4章では、暴力を「手にしない」ための支援（暴力の未然防止）を取り上げた。当該の事例は、そのまま放置すれば、「保護者から児童への暴力」（児童虐待）が生じる可能性があった事例であり、暴力を手にしないための支援のあり方を検討している。

ここまでは、在宅（地域）における暴力を手放す支援について検討を行ったが、児相には、一時保護、施設措置など、家庭から児童を分離するための権限が付与されている。換言すれば、この権限は、その行使が必要となるような、重篤な暴力に対応する必要があることを意味している。このような深刻な暴力の場合、暴力を手放す支援も自ずと変化することになる。そこで、続く第5章、第6章では、暴力の種類を、特に一時保護、施設措置の対象となりやすい「保

「保護者から児童への暴力」(児童虐待)を中心に据え、検討を進めることとした。

まず、第5章第1節において、家庭からの分離に伴う「暴力を手放す支援」の実際を俯瞰的・定量的に把握するため、虐待再発防止プログラムの複数事例の結果について検討を行った。この第5章第1節で、家庭からの分離に伴う暴力を手放す支援の枠組みを概括した。その上で、第5章第2節では、一事例を取り上げ、家庭からの分離に伴う暴力を手放す支援をさらに詳細に検討している。この第5章第2節の事例は、「保護者から児童への暴力」(児童虐待)が見られたことで一時保護し、虐待再発防止プログラムのみならず、児童への支援も行われた事例である。一旦保護者の暴力は収束したものの、母子の心理的課題の重篤性を見立てることができず、またセラピストのありようにも課題があったことで、事態が深刻化し、より長期間の施設入所を行うこととなった。この事例を通じて、とりわけ暴力を手放す支援における「セラピストのありよう」の重要性が顕著に浮かび上がることとなった。なお、第5章第2節の事例は、施設入所を契機に、支援は好転していった。しかし、どの事例においても、施設入所さえすれば、暴力から解放されるわけではない。

そこで、第2部の最後となる第6章において、施設入所後においても、「児童間暴力」が見られた事例を取り上げ、施設入所後の暴力を手放す支援について検討を進めていった。その結果、施設内においては、とりわけ施設職員を含む「環境へのアプローチ」が鍵となること、またここでも支援を行うセラピストのありようによって、支援が大きく左右されることが明らかになった。

ここまでの第2部の概要であった。以上の、第1部(理論・文献編)、第2部(事例編)の検討をもとに、第3部では総合考察を行った。まず第7章第1節において「児相における暴力を手放す支援とは、どのような営為であるのか」という本稿の問いが検討されることとなった。第7章第1節では、児相における暴力を手放す支援の具体的内容を、一望的な図の中に整理しつつ、検討している。また、支援は常にモデルに従って順調に推移するのではなく、セラピストのありようである「生きるを想う」姿勢が事例により影響を受け、またそのことが実践手順にも影響を及ぼすなど、事例により支援が危機に陥り、回復する様子も明らかとなった。このセラピストの「生きるを想う」姿勢は、直線的に達成されるありようではなく、セラピストの「揺らぎながらかわりを保つ」

など、いくつかの営為によって創発されるものであり、その根底に横たわるものは、メンタライジング的姿勢と表現されうるような、“クライアントの視点から世界を理解しようとする”姿勢であることもまた、明確になった。

ここまでは、児相における暴力を手放す支援を明らかにしてきた。この考察を元に、第7章第2節では「暴力を手放す『臨床心理学的支援』とはどのような営為なのか」という本稿の眼差す根源的な問いに迫った。具体的には、まず、実践手順とセラピストのありようの関係性について、「技法と人の生（人のありよう）」という観点から検討が行われた。その結果、技法と人のありようは独立不羈ではなく、相互に影響を及ぼし、重なり合うような、不即不離（一如）である実相が推察された。しかし、検討を通じて、この不即不離、あるいは一如という捉え方は、どの程度文化的影響を受けているのか、という「問い」も生起することとなった。そこで、支援に関する「文化的差異」という、さらに俯瞰的な観点からも検討を進めていった。その結果、不即不離という捉え方そのものが、intimateな文化的指向性と言うべきものに影響を受けている可能性が示唆された。そして、これらの問いと検討を総括し、暴力を手放す臨床心理学的支援が「情理（じょうり）」という視座から理解可能であることを指摘した。その上で、暴力を手放す臨床心理学的支援をあらためて「情理」の臨床として析出し、修正されたモデル図（実践的フレームワーク）と共に提示した。

この「情理」の臨床という視座は、複数の独自性と可能性を内包することが明らかになった。その独自性として、従来の心理療法における暴力停止との違いや統合的アプローチとの異同等が論じられた。一方、可能性についても、様々な観点から検討されたが、そのうち最も大きなものは臨床心理学のパラダイムへの影響であった。現在の臨床心理学において、暴力へのアプローチについては、大きく2種の流れが存在する。1つは、トラウマから暴力に迫る方向性である。外傷やかつての被暴力体験を治療対象と考え、外傷の治療の「結果」として暴力を防止しようとする、言わば「間接的アプローチ」である。もう1つは、暴力の防止に限定化して支援をすすめる方向性、すなわち心理教育や認知行動療法を中心として、暴力を直接的に防止しようとする「直接的アプローチ」である。このことは、臨床心理学という学問が、トラウマの治療を通じての間接的な暴力防止、もしくは暴力の防止に限定化された支援、の2種を供給

しようとしていることを意味する。一方で、「情理」の臨床は、暴力を直接取り扱う方法論によって暴力を手放すことに迫るものであった。同時に、暴力を直接取り扱うことに限定せず、支援を進める「セラピストのありよう」を、同時に議論の俎上に載せることにより、暴力という行動変化を通じて「こころ」を取り扱う可能性を眼差すものでもある。この両者の体系化の試みは、単に暴力にかかわる臨床心理学の2種の流れを整理・統合することだけを意味しない。「こころのケアから行動の変化へ」という従来の臨床心理学のパラダイムに対し、「行動の変化と共にこころのケアを」というパラダイムの追加・拡張を迫るものとなっている。そして、この変化により、これまで支援が届きえなかった、暴力を振るうクライアントに「臨床心理学的支援」を届けうる可能性が高まること、その結果暴力が手放され、ケアが行われるならば、暴力被害者の辛苦のみならず、暴力加害者の損失を低減させ、社会全体の福祉も向上させうる可能性を持つものであることが検討された。

本稿の最後に、残された課題を検討するため、第8章において、再び兇相における暴力を手放す支援に視点を戻し、第8章第1節ではセラピストおよび支援を支えるものについて検討した後に、第8章第2節では今後の課題と展望について触れた。

以上をまとめれば、本稿でなしえたことは、大きく2点にまとめられる。1点目は、兇相における暴力を手放す支援の「実践手順」と「セラピストのありよう」を一体的な形で具体的に明らかにしたことである。2点目は、その問いを探求するプロセスを通じて、臨床心理学における暴力を手放す支援が、「情理」の臨床である可能性を析出したことである。この「情理」の臨床は、あくまでも仮固定された、言わば「仮説的結論」であり、その限界や検討・精査すべき課題も少なくない。しかしながら、次に続く実践と研究の基礎となる可能性もまた内包する視座であると考えられた。